

市民病院だより

地域と共に考える医療



総合内科 野村 翔子

日本消化器病学会 消化器病専門医

初期研修終了後は一般内科、消化器内科で診療をし、その後は岡崎のがんセンター愛知病院と県立多治見病院の緩和ケア科で研さんを積み、このたび4月から市民病院総合内科に赴任してきました。ここでは、主に内科疾患の外来や入院治療、消化器内視鏡検査、緩和ケアを行っています。

総合内科は、診療対象とする病気、臓器、領域を限定せず、内科一般に対応します(発熱、咳、腹痛、下痢、貧血、健診での異常など)。いわゆる「振り分け外来」のみでなく、日常的な疾患については可能な限り当科での治療を行います。症状からその原因を追究し、適切な障害部位を見つけ、専門科での診療が必要な場合には院内、他院を含め紹介・連携をします。また生活背景にも配慮し、社会環境が体調に及ぼす影響も検討しながら、診療をします。緩和ケアでは、がんに伴うつらさを対象に外来や入院で診療します。がん患者さんは、痛み、倦怠感

などの身体的な症状や、落ち込み、悲しみなどの精神的な苦痛を経験します。緩和ケアでは、そのような苦痛を早期から和らげ、療養の場所に関わらずその人らしい生活ができるようサポートしていきます。痛みをはじめとする症状のコントロールのため、また介護者の休養のための短期入院も可能です。終末期を入院で過ごすこともできます。近隣の緩和ケア病棟や訪問診療を行う医療機関とも協力していますので、療養の場所について積極的に相談し、その患者さんに最適な医療機関への紹介も可能です。在宅療養のバックアップもさせていただきます。当院では医師、看護師、薬剤師、栄養士、リハビリ専門職、ソーシャルワーカーなどがチームとなって、患者さんとその家族を支援します。患者さんや家族の視点を大切に最善の緩和ケアをめざしています。がん治療と並行して緩和ケアを受けた方も対象です。お気軽にご相談ください。

市民病院 TEL 22-5211

時代をつむぐ男と女

150

問 暮らし人権課 水野 TEL 22-1128

DV防止について

内閣府は、毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」週間と位置付けています。

政府が平成29年度に実施した、ドメスティックバイオレンス(以下DVと表記)などに関する調査では、配偶者からの暴力の被害経験について、全体の約4人に1人(女性は約3人に1人、男性は約5人に1人)が暴力を受けたことがあるという結果となっています。これら被害者の中で、誰かに相談した人は全体の半数以下にとどまっています。暴力を受けた事実をひとりで抱え込む人が、決して少なくありません。

DVは、暴力という手段で相手の尊厳を傷つける、重大な人権侵害です。また、男性であっても女性であっても、誰もが加害者・被害者になる可能性があります。毎年11月の運動は、女性に対する暴力に焦点を当てていますが、性別に関係なく全ての暴力に対して「ノー」と言える意識を高めましょう。

DVで悩んでいる方のための相談窓口

- ① 女性相談 TEL23-5609(子ども支援課)
- ② 配偶者暴力相談支援センター TEL 23-1111 (東濃県事務所福祉課)
- ③ 女性相談センター TEL 058-274-7377
- ④ 男女共同参画プラザ TEL 058-278-0858
- ⑤ ぎふ性暴力被害者支援センター TEL 058-215-8349

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは…

家族間で行われる身体的または精神的虐待行為を指します。身体的虐待(いわゆる暴行)、精神的虐待(罵り・蔑み・脅迫など)、性的虐待、社会的隔離(通信手段を奪う・軟禁など)といった形で行為が現れます。

女性に対する暴力をなくす運動パネル展示 11月12日～25日

駅北庁舎1階ギャラリーで行いますので、お立ち寄りの際はぜひチェックしてみてくださいね。

昨年度展示の様子→
写真中の紫色のリボンは「女性への暴力根絶」の意思を表明するパープルリボン

